

公安委員会説明資料
令和7年9月10日
警備部警備第一課

「新潟県公安委員会における特定秘密の保護に関する規程」の一部改正について

項目	内 容
改正理由	<p>県公安委員会及び県警察では、平成27年に「新潟県公安委員会における特定秘密の保護に関する規程」「新潟県警察における特定秘密の保護に関する訓令」を制定し、特定秘密の適正管理を図ってきたが、本年5月に「重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律」（令和6年法律第27号）が施行されたことを踏まえ、所要の改正を行うもの。</p>
主な改正内容	<p>1 「新潟県公安委員会における重要経済安保情報の保護に関する規程」（令和7年5月15日施行）に合わせた修正</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 保管方法の変更（第11条） 重要経済安保情報文書と同一の文書ファイルで保管することを可能とするもの ○ 文言の修正 <p>2 「特定秘密の保護に関する法律施行令」改正に伴う修正</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 令和3年の改正により、押印に関する運用の見直しが行なわれたことから、受領書への押印を省略（第19条） ○ 令和3年の改正による条項の変更を反映（第2条、第3条、第5条）
その他	<p>公安委員会規程のほか、新潟県警察における特定秘密の保護に関する訓令 新潟県警察における特定秘密の保護に関する訓令の運用について（例規通達）についても、合わせて一部改正する。</p>

新潟県公安委員会規程第 号

新潟県公安委員会における特定秘密の保護に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年 月 日

新潟県公安委員会

委員長 櫻井 香子

新潟県公安委員会における特定秘密の保護に関する規程の一部を改正する規程
新潟県公安委員会における特定秘密の保護に関する規程（平成27年新潟県公安委員会規程第1号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（特定秘密管理者）</p> <p>第2条 令第12条第1項各号列記以外の部分に規定する措置として実施する令第11条第1項第1号に規定する特定秘密の保護に関する業務を管理する者（以下「特定秘密管理者」という。）は、新潟県警察本部警務部長とする。</p> <p>（保全責任者等）</p> <p>第3条 （略）</p> <p>2 保全責任者は、特定秘密管理者の管理する特定秘密文書等（令第4条に規定する特定秘密文書等をいう。以下同じ。）の保管及びこれに伴う事務を行うほか、特定秘密を適切に保護するために必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>3・4 （略）</p> <p>（保全教育）</p> <p>第4条 <u>新潟県公安委員会委員長及び新潟県公安委員会委員</u>は、特定秘密を保護するために必要な知識を習得し、意識の高揚を図るよう努めなければならない。</p> <p>（特定秘密の表示の方法）</p> <p>第5条 令第12条第1項第1号（同条第2項において準用する場合を含む。）に規定する措置として行う法第3条第2項第1号の表示（以下「特定秘密表示」という。）は、保全責任者が、次の各号に掲げる特定秘密文書等の区分に応じ、当該各号に定めるところによりするものとする。</p> <p>(1)～(3) （略）</p> <p>2～4 （略）</p> <p>5 <u>前項</u>の規定にかかわらず、当該特定秘密文書等に外国の政府等を示す表示が既にされているときは、<u>前項</u>の規定による表示をすることを要しない。</p> <p>6 （略）</p> <p>（特定秘密表示の抹消）</p>	<p>（特定秘密管理者）</p> <p>第2条 令第13条第1項各号列記以外の部分に規定する措置として実施する令第12条第1項第1号に規定する特定秘密の保護に関する業務を管理する者（以下「特定秘密管理者」という。）は、新潟県警察本部警務部長とする。</p> <p>（保全責任者等）</p> <p>第3条 （略）</p> <p>2 保全責任者は、特定秘密管理者の管理する特定秘密文書等（令第5条に規定する特定秘密文書等をいう。以下同じ。）の登録及び保管並びにこれらに伴う事務を行うほか、特定秘密を適切に保護するために必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>3・4 （略）</p> <p>（保全教育）</p> <p>第4条 <u>特定秘密の取扱いの業務を行う職員</u>は、特定秘密を適切に保護するために必要な知識を習得し、意識の高揚を図るよう努めなければならない。</p> <p>（特定秘密の表示の方法）</p> <p>第5条 令第13条第1項第1号（同条第2項において準用する場合を含む。）に規定する措置として行う法第3条第2項第1号の表示（以下「特定秘密表示」という。）は、保全責任者が、次の各号に掲げる特定秘密文書等の区分に応じ、当該各号に定めるところによりするものとする。</p> <p>(1)～(3) （略）</p> <p>2～4 （略）</p> <p>5 <u>前項本文</u>の規定にかかわらず、当該特定秘密文書等に外国の政府等を示す表示が既にされているときは、<u>同項本文</u>の規定による表示をすることを要しない。</p> <p>6 （略）</p> <p>（特定秘密表示の抹消）</p>

第6条 (略)

2 前項第1号に掲げる文書又は図画が前条第2項の規定による記載をしたものであり、引き続き当該記載をすることを要しなくなったときは、同号の規定の例により、当該記載を抹消するものとする。

(指定の有効期間の満了に伴う措置)

第7条 令第12条第1項第2号イに規定する指定有効期間満了表示は、保全責任者が、次の各号に掲げる旧特定秘密文書等の区分に応じ、当該各号に定めるところによりするものとする。

(1)～(3) (略)

2 (略)

(指定の解除に伴う措置)

第8条 前条の規定は、令第12条第1項第4号イに規定する指定解除表示について準用する。この場合において、前条第1項中「特定秘密指定有効期間満了」とあるのは、「特定秘密指定解除」と読み替えるものとする。

(特定秘密文書等の保管容器等)

第11条 (略)

2 特定秘密文書等(文書又は図画に限る。)が他の文書(重要経済安保情報文書等(重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律施行令(令和7年政令第26号)第4条に規定するものをいう。)を除く。以下この項において同じ。)と同一の文書ファイルにまとめられている場合には、当該特定秘密文書等を他の文書とは別のファイリング用具に格納した上で、前項の規定により保管するものとする。

3・4 (略)

(特定秘密を取り扱うために使用する電子計算機の使用の制限等)

第13条 (略)

2 (略)

3 前2項に規定するもののほか、特定秘密の取扱いの業務を行う職員は、特定秘密である情報を記録する電磁的記録を取り扱う場合には、新潟県警察情報セキュリティに関する訓令(平成17年新潟県警察本部訓令第6号)及び同訓令に基づいて定められた情報セキュリティに関する規程を厳格に適用するとともに、最新の政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準に定める情報の取扱いに関する遵守事項に即した適切な対応をとるものとする。

4 (略)

第6条 (略)

2 前項に規定する特定秘密表示の抹消を行う場合において、同項第1号に掲げる文書又は図画が前条第2項の規定による記載をしたものであるときは、同号の規定の例により、当該記載を抹消するものとする。

(指定の有効期間の満了に伴う措置)

第7条 指定有効期間満了表示は、保全責任者が、次の各号に掲げる旧特定秘密文書等の区分に応じ、当該各号に定めるところによりするものとする。

(1)～(3) (略)

2 (略)

(指定の解除に伴う措置)

第8条 前条の規定は、指定解除表示について準用する。この場合において、前条第1項中「特定秘密指定有効期間満了」とあるのは、「特定秘密指定解除」と読み替えるものとする。

(特定秘密文書等の保管容器等)

第11条 (略)

2 特定秘密文書等(文書又は図画に限る。)が他の文書と同一の文書ファイルにまとめられている場合には、当該特定秘密文書等を他の文書とは別のファイリング用具に格納した上で、前項の規定により保管するものとする。

3・4 (略)

(特定秘密を取り扱うために使用する電子計算機の使用の制限等)

第13条 (略)

2 (略)

3 前2項に規定するもののほか、特定秘密の取扱いの業務を行う職員は、特定秘密である情報を記録する電磁的記録を取り扱う場合には、新潟県警察情報セキュリティに関する訓令(平成17年新潟県警察本部訓令第6号)及び同訓令に基づいて定められた情報セキュリティに関する規程を厳格に適用するとともに、最新の政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準に定める情報の取扱いに関する遵守事項に即した適切な対応をとるものとする。

4 (略)

(特定秘密文書等管理簿)

第14条 (略)

2 保全責任者は、特定秘密文書等について、指定の整理番号、特定秘密文書等の件名、登録番号(特定秘密文書等ごとに付する一連番号をいう。以下同じ。)、作成又は受領の年月日及び交付先その他の事項を特定秘密文書等管理簿に記載し、又は記録するものとする。

3 (略)

(交付の方法)

第19条 特定秘密文書等を交付するときは、特定秘密文書等受領書(別記様式第2号)又は特定秘密文書等管理簿に、当該交付の対象者又はその指名した職員(法第11条の規定により特定秘密の取扱いの業務を行うことができることとされる者に限る。第23条、第27条及び第29条第3項において同じ。)から記名を得るなど交付の記録を残すものとする。

2 (略)

(廃棄)

第27条 特定秘密文書等の廃棄は、保全責任者又はその指名する職員の立会いの下に、焼却、粉碎、細断、溶解、破壊その他の当該特定秘密文書等を復元することができないようにするための方法により確実に行うものとする。

第29条 (略)

2～4 (略)

5 特定秘密管理者は、第1項及び第2項の検査の実施状況について、長官の指示に従い、長官に報告するものとする。

第30条 職員は、特定秘密文書等の紛失、特定秘密の漏えいその他の事故が発生し、又は発生したおそれがあると認めるときは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、直ちに、当該各号に定める措置を講ずるものとする。

(1) 特定秘密の取扱いの業務を行う職員(次号に定める報告を受けた職員を含む。)当該事故の内容に応じた適切な措置を講ずるとともに、講じた措置の内容を特定秘密管理者まで報告すること。

(2) (略)

2・3 (略)

第31条 職員は、特定秘密の指定若しくはその解除又は行政文書ファイル管理簿(新潟県公安委員会の行政文書の管理に関する規則(平成23年新潟県公安委員会規則第6号)第24条第1項に規定する

(特定秘密文書等管理簿)

第14条 (略)

2 保全責任者は、特定秘密文書等について、指定の整理番号、特定秘密文書等の件名、登録番号(特定秘密文書等ごとに付する一連番号をいう。第16条及び第25条において同じ)、作成又は受領の年月日及び交付先その他の事項を特定秘密文書等管理簿に記載し、又は記録するものとする。

3 (略)

(交付の方法)

第19条 特定秘密文書等を交付するときは、特定秘密文書等受領書(別記様式第2号)又は特定秘密文書等管理簿に、当該交付の対象者又はその指名した職員(法第11条の規定により特定秘密の取扱いの業務を行うことができることとされる者に限る。第23条、第27条及び第29条第3項において同じ。)から記名押印を得るなど交付の記録を残すものとする。

2 (略)

(廃棄)

第27条 特定秘密文書等の廃棄は、保全責任者又はその指名する職員の立会いの下に、焼却、粉碎、細断、溶解、破壊その他の当該特定秘密文書等を復元できないようにするための方法により確実に行うものとする。

第29条 (略)

2～4 (略)

5 特定秘密管理者は、第1項及び第2項の検査の実施状況について、長官に報告するものとする。

第30条 職員は、特定秘密文書等の紛失、特定秘密の漏えいその他の事故が発生し、又は発生したおそれがあると認めるときは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、直ちに、当該各号に定める措置を講ずるものとする。

(1) 特定秘密の取扱いの業務を行う職員(次号に定める報告を受けた職員を含む。)当該事故の内容に応じた適切な措置を講ずるとともに、講じた措置の内容を特定秘密管理者に報告すること。

(2) (略)

2・3 (略)

第31条 特定秘密の指定若しくはその解除又は行政文書ファイル管理簿(新潟県公安委員会の行政文書の管理に関する規則(平成23年新潟県公安委員会規則第6号)第24条第1項に規定する行政文書

行政文書ファイル管理簿をいう。)に記載された行政文書ファイルに相当するものであって、特定秘密を記録するもの(以下「特定行政文書ファイル等」という。)の管理が法、令又は運用基準(以下「法等」という。)に従って行われていないとき又はそのおそれがあると認めるときは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、直ちに当該各号に定める措置を講ずるものとする。

(1)・(2) (略)

2 (略)

3 前項の調査を行った場合は、調査の結果に応じ、適切な措置を講ずるとともに、当該結果及び当該措置の内容を長官に報告するものとする。

(指定前の取扱い)

第32条 指定が予想される情報又は当該情報に係る文書、図画、電磁的記録若しくは物件については、法、令、運用基準及びこの規程に定める措置に準じた措置を講ずるよう努めるものとする。

(補則)

第35条 この規程の実施に関し必要な事項の細目は、特定秘密管理者が定めることができる。

ファイル管理簿をいう。)に記載された行政文書ファイルに相当するものであって、特定秘密である情報を記録するもの(第2項において「特定行政文書ファイル等」という。)の管理が法、令又は運用基準(以下「法等」という。)に従って行われていないとき又はそのおそれがあると認めるときは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、直ちに当該各号に定める措置を講ずるものとする。

(1)・(2) (略)

2 (略)

3 特定秘密管理者は、前項の規定により調査を行ったときは、調査の結果に応じ、適切な措置を講ずるとともに、当該結果及び当該措置の内容を長官に報告するものとする。

(指定前の取扱い)

第32条 指定が予想される情報又は当該情報に係る文書、図画、電磁的記録又は物件については、法、令、運用基準及びこの規程に定める措置に準じた措置を講ずるよう努めるものとする。

(補則)

第35条 この規程の実施に関し必要な事項の細目は、新潟県警察本部長が定めることができる。

附 則

この規程は、令和7年●月●日から施行する。

令和6年度における県警察設置による街頭防犯カメラの運用状況について

街頭防犯カメラの設置状況	<p>県内合計 21 台（令和7年3月末現在）</p> <p>内訳</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成25年度設置 J R新潟駅周辺地区 5台 ○ 平成26年度設置 上越市高田地区 6台 ○ 平成27年度設置 J R新潟駅周辺地区 4台 ○ 平成30年度設置 J R長岡駅前地区 6台 																								
令和6年度における運用状況等	<p>1 閲覧申請の受付状況</p> <table border="1" data-bbox="456 846 1407 1093"> <thead> <tr> <th>年度 設置場所</th> <th>R2年度</th> <th>R3年度</th> <th>R4年度</th> <th>R5年度</th> <th>R6年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>J R新潟駅周辺地区</td> <td>10件</td> <td>5件</td> <td>16件</td> <td>14件</td> <td>12件</td> </tr> <tr> <td>J R長岡駅前地区</td> <td>22件</td> <td>14件</td> <td>17件</td> <td>15件</td> <td>5件</td> </tr> <tr> <td>上越市高田地区</td> <td>0件</td> <td>1件</td> <td>4件</td> <td>1件</td> <td>3件</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 閲覧申請理由</p> <p>(1) J R新潟駅周辺地区</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 刑法犯（窃盗、特殊詐欺、傷害等） 9件 イ 特別法犯（軽犯罪法違反） 1件 ウ 道路交通法違反（酒気帯び運転） 2件 <p>(2) J R長岡駅前地区</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 刑法犯（暴行、詐欺、器物損壊） 3件 イ 道路交通法違反（呼気検査拒否） 1件 ウ その他（人倒れ事案） 1件 <p>(3) 上越市高田地区</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 刑法犯（器物損壊、傷害） 2件 イ 道路交通法違反（酒気帯び運転） 1件 <p>3 令和6年度中の効果的活用事例</p> <p>(1) 暴行・詐欺事件における捜査活用 暴行・詐欺（タクシー運転手への暴行と無賃乗車）事件について精査した結果、犯人の犯行状況が確認され検挙に結びついた。</p> <p>(2) 器物損壊事件における捜査活用 器物損壊事件について精査した結果、犯人が少年と判明し、その結果、事案解決に結びついた。</p>	年度 設置場所	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	J R新潟駅周辺地区	10件	5件	16件	14件	12件	J R長岡駅前地区	22件	14件	17件	15件	5件	上越市高田地区	0件	1件	4件	1件	3件
年度 設置場所	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度																				
J R新潟駅周辺地区	10件	5件	16件	14件	12件																				
J R長岡駅前地区	22件	14件	17件	15件	5件																				
上越市高田地区	0件	1件	4件	1件	3件																				

公安委員会説明資料
令和7年9月10日
生活安全部生活安全企画課

令和7年度新潟県特殊詐欺撲滅対策推進協議会の開催について

開催目的	<p>県内の令和6年中の特殊詐欺及びSNS型投資・ロマンス詐欺の被害額は23億円と甚大なものとなっており、今年に入ってから7月末までの特殊詐欺の被害額は約5億6千万円と、前年同期比の約7割増となるなど極めて深刻な状況である。</p> <p>協議会全体がこの危機的状況を認識するとともに、特殊詐欺等撲滅に向け官民一体となった対策を推進するため開催するもの。</p>
開催内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 開催日時・場所 令和7年9月19日(金) 午後2時から午後4時まで 新潟県自治会館別館9階 ゆきつばき 2 出席予定者（協議会構成員） <ol style="list-style-type: none"> (1) 金融機関、宅配事業者、通信事業者 防犯団体等 (2) 警察本部 本部長 生活安全部長、生活安全企画課長、安全安心推進室長 刑事部長、組織犯罪対策本部長、組織犯罪対策課長 特殊詐欺特別捜査室長 (3) 県 総務部長、県民生活課長、高齢福祉保健課長等 3 次第 <ol style="list-style-type: none"> (1) 本部長あいさつ (2) 総務部長あいさつ（県） (3) 協議会構成員による取組紹介 (4) 特別講演 「特殊詐欺被害防止には何が必要か？－心理的考察－」 講師：国立大学法人東北大学大学院文学研究科 教授 荒井 崇史 氏 (5) 質疑応答 (6) 閉会あいさつ 一般社団法人生命保険協会新潟県協会
その他	報道発表を行うとともに協議会は公開予定である。

夏期における水難の発生状況について

対象期間	令和7年7月1日（火）から8月31日（日）までの2か月間						
発生状況 (数値は警察認知)	場 所	発 生 件 数	水 難 者 数	(内 訳)			
				死 者	行方不明者	負傷者	無事救出者
	海 (海水浴場含む)	7 (-12)	8 (-24)	4 (-4)	0 (±0)	1 (-5)	3 (-15)
	河川	3 (+3)	3 (+3)	2 (+2)	0 (±0)	0 (±0)	1 (+1)
	用水路	1 (±0)	1 (±0)	1 (±0)	0 (±0)	0 (±0)	0 (±0)
合 計	11(-9)	12(-21)	7(-2)	0(±0)	1(-5)	4(-14)	
	括弧内は前年同期間比						
特 徴	<p>1 場所・行為別水難者数</p> <p>【海】 水遊び2人 魚とり・釣り4人（死者2人） 不明1人（死者1人） その他（ヒスイ採り）1人（死者1人）</p> <p>【河川】 水遊び2人（死者2人） 通行中1人</p> <p>【用水路】 作業中（水汲み）1人（死者1人）</p> <p>2 居住地別水難者数 県内居住者8人 県外居住者4人</p> <p>3 年代別水難者数 10歳未満1人 10歳代2人 20歳代1人 30歳代1人 40歳代3人 50歳代1人 60歳代2人 70歳代1人</p> <p>4 男女別水難者数 男性11人 女性1人</p>						
過去の発生状況 (数値は警察認知)	別紙資料参照						

【令和3年7月1日（木）から令和3年8月31日（火）】

場 所	発生 件数	水難 者数	内 訳			
			死者	行方不明者	負傷者	無事救出者
海 (海水浴場含む)	4	4	0	0	1	3
河川	9	16	3	0	0	13
合 計	13	20	3	0	1	16

【令和4年7月1日（金）から令和4年8月31日（水）】

場 所	発生 件数	水難 者数	内 訳			
			死者	行方不明者	負傷者	無事救出者
海 (海水浴場含む)	11	15	6	0	0	9
河川	2	2	0	0	0	2
合 計	13	17	6	0	0	11

【令和5年7月1日（土）から令和5年8月31日（木）】

場 所	発生 件数	水難 者数	内 訳			
			死者	行方不明者	負傷者	無事救出者
海 (海水浴場含む)	16	23	6	0	4	13
河川	1	1	1	0	0	0
合 計	17	24	7	0	4	13

【令和6年7月1日（月）から令和6年8月31日（土）】

場 所	発生 件数	水難 者数	内 訳			
			死者	行方不明者	負傷者	無事救出者
海 (海水浴場含む)	19	32	8	0	6	18
用水路	1	1	1	0	0	0
合 計	20	33	9	0	6	18

夏期における山岳遭難の発生状況について

対象期間	令和7年7月1日（火）から8月31日（日）までの2か月間						
発生状況 <small>（数値は警察認知）</small>	入山目的	発 生 件 数	遭 難 者 数	（内 訳）			
				死 者	行方不明者	負傷者	無事救出者
	登 山	17(+1)	22(+6)	0(-1)	0(±0)	11(+4)	11(+3)
	山菜採り	1(+1)	1(+1)	1(+1)	0(±0)	0(±0)	0(±0)
	そ の 他	3(+2)	3(+2)	1(+1)	0(±0)	1(±0)	1(+1)
	（溪流釣り）	2	2	1		1	
（忘れ物回収）	1	1				1	
合 計	21(+4)	26(+9)	2(+1)	0(±0)	12(+4)	12(+4)	
	括弧内は前年同期間比						
特 徴	<p>1 入山目的・態様別遭難者数 【登山】 道迷い7人 滑落6人 転倒5人 病気2人 疲労2人 【山菜採り】 病気1人（死者1人） 【その他（溪流釣り・忘れ物回収）】 滑落2人（死者1人）道迷い1人</p> <p>2 居住地別遭難者数 県内居住者7人 県外居住者17人 訪日外国人2人</p> <p>3 年代別遭難者数 10歳未満1人 10歳代2人 20歳代1人 30歳代1人 40歳代4人 50歳代6人 60歳代7人 70歳代4人</p> <p>4 男女別遭難者数 男性17人 女性9人</p>						
秋山登山の注意喚起	天候の急変や気温の低下にご注意を！ ○ 登山計画書の作成・提出 ○ 計画的な登山 ○ 気象状況の把握と引き返す勇気を ○ 日没時刻を考慮した行動と準備を ○ なるべく複数人で入山しましょう ○ 通信手段の確保 ○ クマに注意してください						
過去の発生状況 <small>（数値は警察認知）</small>	別紙資料参照						

【令和3年7月1日（木）から令和3年8月31日（火）】

入山 目的	発生 件数	遭難 者数	内 訳			
			死者	行方不明者	負傷者	無事救出者
登山	15	24	0	0	1	23
その他	6	6		1	2	3
(写真撮影)	2	2		1		1
(道案内の帰り)	1	1	0			1
(作業)	1	1				1
(溪流釣り)	2	2			2	
合 計	21	30	0	1	3	26

【令和4年7月1日（金）から令和4年8月31日（水）】

入山 目的	発生 件数	遭難 者数	内 訳			
			死者	行方不明者	負傷者	無事救出者
登山	22	24	0	0	7	17
その他	3	3	1		1	1
(溪流釣り)	2	2	1	0	1	
(山野草紅葉観賞)	1	1				1
合 計	25	27	1	0	8	18

【令和5年7月1日（土）から令和5年8月31日（木）】

入山 目的	発生 件数	遭難 者数	内 訳			
			死者	行方不明者	負傷者	無事救出者
登山	20	24	5	0	8	11
山菜採り	1	1	0	0	0	1
その他	5	5		1	1	3
(写真撮影)	3	3		1		2
(溪流釣り)	1	1	0		1	
(墓参り)	1	1				1
合 計	26	30	5	1	9	15

【令和6年7月1日（月）から令和6年8月31日（土）】

入山 目的	発生 件数	遭難 者数	内 訳			
			死者	行方不明者	負傷者	無事救出者
登山	16	16	1	0	7	8
その他 (溪流釣り)	1	1	0	0	1	0
合 計	17	17	1	0	8	8

公益社団法人新潟県トラック協会夜光反射材贈呈式の実施について

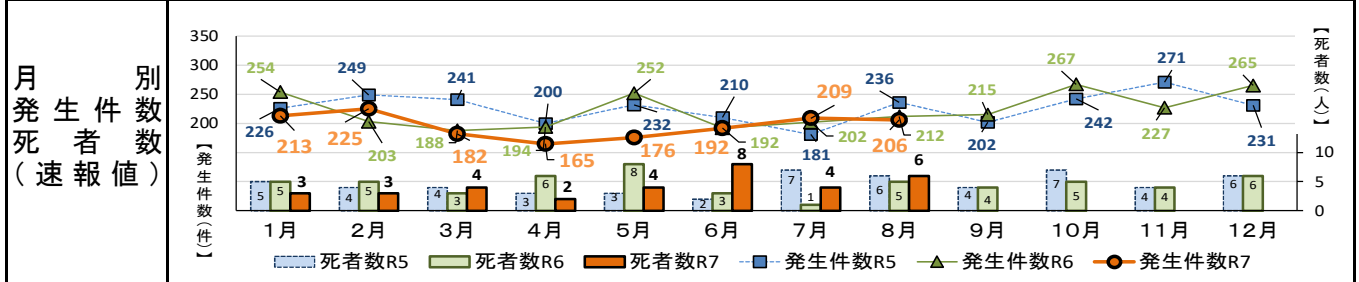
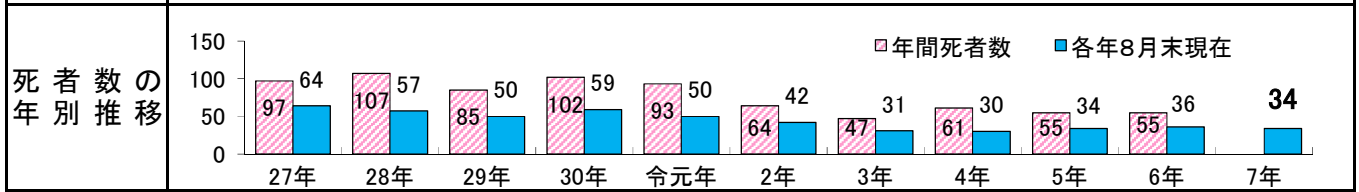
項目	内容
趣旨	<p>例年、秋以降に多発する道路横断などの歩行中の交通事故防止を図るため、公益社団法人新潟県トラック協会が実施する交通事故防止事業の一環として、同協会から県警察に対し広報啓発活動に活用する夜光反射材が寄贈される。</p> <p>寄贈される夜光反射材は、昨年に引き続きサッカーJ1アルビレックス新潟と新潟県警のコラボデザインのものに加え、交通企画課によるオリジナルデザインのものなどで、これらの贈呈式を実施するもの。</p>
日時 場所	令和7年9月16日(火)午後3時30分から午後4時までの間 警察本部3階 特別会議室
出席者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公益社団法人新潟県トラック協会（会長、専務理事） ○ 新潟県警察本部（交通部長） ○ アルビレックス新潟 小野裕二選手
内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公益社団法人新潟県トラック協会 会長挨拶及び目録贈呈 ○ 交通部長謝辞 ○ アルビレックス新潟 小野選手による交通安全メッセージ ○ 写真撮影等
その他	寄贈された夜光反射材は、警察署等に配分し広報活動に活用するほか、アルビレックス新潟とのコラボデザインの夜光反射材は、9月23日名古屋グランパス戦ホームゲームにおいて、来場者に約1万5千個配布予定。

アルビレックス新潟
コラボ反射材オリジナル反射材
(着せ替えスニーカー)

タッセル型反射材

令和7年8月末現在の交通事故発生概況等について

交通事故発生状況 (速報値)	●県内(8月中)				(累計)				●全国死者数(累計)				
	県内	対前年比		県内	対前年比		全国	対前年比		全国	対前年比		
		増減数	増減率		増減数	増減率		増減数	増減率		増減数	増減率	
発生件数	206	-6	-2.8%	発生件数	1,568	-129	-7.6%	死者数	1,549	-106	-6.4%		
死者数	6	+1	+20.0%	死者数	34	-2	-5.6%	高齢者	860	-63	-6.8%	構成率	55.5%
高齢者	3	-1	-25.0%	高齢者	21	-4	-16.0%	構成率					
構成率	50.0%	-30.0p		構成率	61.8%	-7.6p							
負傷者数	232	-22	-8.7%	負傷者数	1,786	-157	-8.1%						
重傷者	47	+2	+4.4%	重傷者	322	-9	-2.7%						
構成率	20.3%	+2.6p		構成率	18.0%	+1.0p							



令和7年8月中死亡発生状況

月日	曜日	時間	発生地	路線	事故概要
8月2日	土	3:40	魚沼市	開越自動車道	56歳男性運転の大型貨物車と25歳男性運転の普通乗用車が衝突。
8月9日	土	14:00	十日町市	国道	59歳女性運転の軽乗用車が歩道の段差に衝突後、39歳男性運転の普通乗用車に衝突。
8月19日	火	0:19	糸魚川市	北陸自動車道	45歳男性運転の大型貨物車がトンネル内の非常駐車帯側壁に衝突。
8月20日	水	4:35	五泉市	市道	64歳男性運転の軽貨物車が一輪車を押していた85歳女性と衝突。
8月24日	日	6:45	南魚沼市	市道	80歳女性運転の軽乗用車が道路を横断中の83歳女性歩行者と衝突。
8月28日	木	20:43	見附市	主要地方道	37歳男性運転の普通乗用車が道路を横断中の76歳女性歩行者と衝突。

※死者はゴシック体太字、網掛けは高齢者

過去5年累計 四半期別交通事故死者の状況と歩行者事故発生状況

死者数	1~3月	4~6月	7~9月	10~12月
全死者数	53人 (665人)	72人 (684人)	72人 (695人)	85人 (942人)
歩行者死者数	25人 (261人)	21人 (171人)	25人 (134人)	33人 (292人)

当事者別

高齢者	29人(193人)
高齢者以外	4人(99人)

時間帯別歩行者事故発生状況(10~12月)

時間	死者数	重傷者数
0時	0	0
1時	0	0
2時	0	0
3時	0	0
4時	0	0
5時	0	0
6時	0	0
7時	0	0
8時	0	0
9時	0	0
10時	0	0
11時	0	0
12時	0	0
13時	0	0
14時	0	0
15時	0	0
16時	0	0
17時	9	49
18時	0	0
19時	0	0
20時	0	0
21時	0	0
22時	0	0
23時	0	0

※ かつこ内は重傷者数

- 四半期別で、10~12月中の交通事故死者数が85人と最も多く、そのうち当事者別で歩行者が33人と全体の約4割を占めている。
- 歩行者死者33人のうち29人が高齢者で、全体の約9割を占めている。
- 時間帯別の歩行者死者数、重傷者数いずれも午後5時台が最多となっている。